

(縦 覧 用)

平成29年 1月27日 開 会

平成 2 9 年 第 1 回

農 業 委 員 会 会 議 録

つ る ぎ 町 農 業 委 員 会

縦覧期間 (平成29年2月3日～17日まで)

つるぎ町農業委員会会議録（平成29年 第1回）	
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町農業構造改善センター
開 会 時 間	平成29年 1月27日（金） 午後 4時
閉 会 時 間	平成29年 1月27日（金） 午後 4時40分

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長 (4 番)	坂本 誠治	○		委 員(12 番)	高尾 春美	○	
職務代理(17 番)	桑平 稔	○		委 員(14 番)	宇山 晴雄	○	
職務代理(13 番)	堀部 勝博	○		委 員(15 番)	藤村 晃	○	
委 員 (1 番)	三反田 哲雄		○	委 員(16 番)	小栗 利文	○	
委 員 (2 番)	中尾 富士雄	○		委 員(18 番)	大森 豊春		○
委 員 (3 番)	木田 伸治	○		委 員(19 番)	松岡 和夫	○	
委 員 (5 番)	岡本 伸清	○		委 員(20 番)	小倉 正	○	
委 員 (6 番)	浅川 虎夫	○		委 員(21 番)	西岡 芳信	○	
委 員 (7 番)	眞鍋ソヨ子	○		委 員(22 番)	西谷 盛	○	
委 員 (8 番)	塩田 勇	○		委 員(23 番)	谷川 真角	○	
委 員 (9 番)	柴田 純二		○	委 員(24 番)	藤本 定恭	○	
委 員(10 番)	三宅 久雄	○					
委 員(11 番)	丸本 昭	○					

議事録署名委員	10番 三宅久雄	19番 松岡和夫
---------	----------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 長谷 和孝 つるぎ町農業委員会 係長 樫地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
議案第4号 非農地通知について

日 程 第 3 その他

会 議 の 経 過

事務局長 寒い中、お疲れ様です。本年もよろしくお願いいたします。定刻がまいりましたので、ただいまから平成29年第1回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。本日、3名の方が欠席されておりますが、会議は、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、坂本会長よりご挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

議 長 一言、ご挨拶を申し上げます。年も明けまして、平成29年最初の会議でございますが、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。さて、昨年4月に施行されました「改正農業委員会法」に基づき、今年7月に農業委員会が新体制に移行することとなります。特に農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となり、取り組む体制が強化されております。このため、地域から信頼の得た、熱意のある方が、農業委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員に積極的に推薦・公募ができますように、地域での話合い等、準備を進めていくことが近々の課題となっておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。こうした中、本委員会は、平成26年7月から、第22期の農業委員会委員活動が始まり、早いもので残すところ半年となりました。これまで、委員の皆様方には、農業委員会事業にご指導ご協力頂きまして円滑な推進が出来ておりますことに心から感謝申し上げますところでございます。本年も健康には十分ご留意頂き、委員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。座っての進行と、させていただきます。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし

議 長 異議なしと認めます、それでは指名させていただきます。10番委員さん、19番委員さん、をご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

(3条申請)

議 長 続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 座っての説明と、させていただきます。それでは議案書1ページと会議資料の1～22ページを順次お開き下さい。「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。今回の申請は、2件でございます。No.1の申請人は、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さんで、申請地は、「半田字西久保114-1・地目は畑・面積319㎡」の土地でございます。売買による所有権移

転でございます。次に、会議資料は、8～22ページをお願い致します。No.2は、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さんで、申請地は、「貞光字長木影47番地・地目は畑・面積1,574㎡、同じく長木影69番地・地目は畑・面積77㎡、同じく長木影71-1番地・地目は畑・面積2,843㎡、同じく長木影72-1番地・地目は畑・面積1,369㎡、同じく長木影73-1番地・地目は畑・面積690㎡、合計5筆・6,553㎡」の土地でございます。親子間の贈与による所有権移転でございます。以上、3条申請、2件については、下限面積等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。No.1の申請については、6番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願い致します。

6番委員 No.1の申請について、現地調査を行いましたので、報告致します。申請地については、会議資料7ページの位置図にありますように、半田中学校より、県道薩名小野線を400m程先にある井上組資材置場のすぐ手前に、譲受人の●●●●が譲渡人の●●●●から借家として借り受けている住宅があり、その裏にあります。申請地は以前から、借家とともに借り受け、生活をしてきたため、耕作管理をしていました。この度、双方の間で、家屋敷も含めた、売買の話が合意となり、申請が上がったものです。権利取得後においては、自家用野菜畑としてこれまでどおり利用します。以上、農地利用でございますので問題ないかと思えます。よろしくお願い致します。

議 長 只今のNo.1について、報告がありましたが、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。

議 長 続きまして、No.2の申請については、11番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願い致します。

11番委員 No.2の申請地について、現地調査を行いましたので、報告いたします。申請地については、会議資料22ページにありますように、貞光字皆瀬川向の国道438号線沿いにある武岡商店から、県道端山調子野線を900m程の門田橋手前を長木方面に、途中、五所神社、長木集会所を通り、3.5km程に申請者宅があります。申請地はその周辺となります。父である●●●●は89歳と高齢であり、耕作するのは困難なため、農業後継者として娘の●●●●が、時々穴吹から帰り、管理している状況です。この度、親子間の贈与の話が整ったので、申請が上がったようです。また、権利取得後は、現在、休耕地となっている部分に、柿、梅や季節野菜を植えて、全体を有効に利用するとのこと。以上、よろしくお願い致します。

議 長 只今のNo.2について、報告しましたが、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.2については、承認することに決定致します。したがって、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(5条申請)

議長 続きまして、日程第2・議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書2ページと会議資料の23～31ページを順次お開き下さい。

「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。今回の申請は、1件でございます。No.1として、譲渡人が、●●●●さん、譲受人が●●●●さんで、申請地は、「貞光字宮下108-1番地・地目は畑・面積909㎡、同じく宮下109-5番地・地目は田・面積12㎡、合計2筆で921㎡」の土地でございます。住宅敷地としての使用に伴う、売買による権利設定でございます。また、申請地は、都市計画区域内で公共施設に近く、住宅地に隣接した土地であることから、第3種農地であると判断いたしました。以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。この申請について、担当委員の24番委員さんの意見をお願いいたします。

24番委員 この申請について、報告致します。申請地は、会議資料31ページの位置図にありますように、貞光北新町にあるヤマダ電機の南側にある若者定住団地の隣接地になります。住宅敷地への転用申請でございます。申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長もあり、申請地を買い受けて居宅を建築し、また、申請地は居住環境が良いため、個人の事業として賃貸住宅も建築したいそうです。24ページからの事業計画にありますように、周囲に土留めコンクリートを新設し、西側の町道の高さに盛土敷設する計画となっております。また、30ページの始末書にありますように、譲渡人である●●●●さんは、転用許可が必要である、ということをも十分認識せず、十数年前に盛土をして、一部は附近住民の駐車場のよう状態となっております。農地法の許可なく無断転用したことを深く反省しており、今後は法を遵守する旨、附記されております。また、排水については、北側に配水管を埋設し、西側町道にある公共下水管に接続する計画となっております。なお、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、被害防除措置を適切に講じる旨、附記されておりますし、南岸土地改良区についても協議済であることを、報告しておきます。以上、よろしくお願い致します。

議長 只今の「5条申請」について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決定致します。

(利用権)

議長 続きまして、日程第2・議案第3号、「農用地利用集積計画による利用権設定

について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の3ページと会議資料の32～38ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。今回は、再設定2件、新規1件の計3件でございます。1件目、●●●●から●●●●に、貞光字太田西155-1番地の田、935㎡、同じく太田西320-1番地の田、848㎡の計2筆1,783㎡を賃借権3年の再設定です。作目は水稻です。次に、●●●●から●●●●に、貞光字馬出30-3番地の田529㎡、貞光字馬出30-2番地の田606㎡、貞光字馬出37-1番地の田643㎡の計3筆1,778㎡を賃借権3年の再設定です。作目は水稻です。次に会議資料は36ページです。●●●●から、●●●●へ、貞光字宮下22番地・田・1,151㎡を使用賃借権5年の新規設定です。場所は、田村医院の裏の通りを少し北へ行ったところにあります。(P38地図添付)以上、再設定2件、新規1件、合計3件6筆4,712㎡でございます。また、これらの申請については、認定農業者である農業委員さんへの借り受けでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。なお、今回の第3号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第24条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが「19番委員さん、24番委員さん」しばらくの間、退席をお願い致します。〔退席をする。〕それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、日程第2・議案第3号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。議事が終了致しましたので「19番委員さん、24番委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。(委員入室着席)

(非農地通知)

議長 続きまして、日程第2・議案第4号、「非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4ページと会議資料の39～41ページを順次お開き下さい。「非農地通知について」でございます。今回の申請は1件でございます。

No.1の申請については、申請人が、●●●●でございます。申請地については「半田字西久保90-6番地、登記地目は田・面積については、7.24㎡」の土地でございます。現地確認については、6番委員さんにも確認いただいております。申請地ではありますが、40ページの位置図にありますように、半田中学校より、県道蔭名小野線を400m程先に井上組資材置場があり、そこから西へ140m程にございます。前回の農業委員会で資材置場に転用した土地の北側になります。申請地は、41ページの写真にありますように、以前から山側の田との関係で水路の役割あったようです。農地改良工事をした際に擁壁を施工し現在の

ような状況になっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今の「非農地通知について」、ご質疑・ご意見はございませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議がないようでございますので、日程第2・議案第4号「非農地通知について」は、承認することに致します。

(その他)

議 長 次に、日程第3、「その他」について、議題と致します。事務局より、「その他・事務連絡」があります。

事務局長 それでは、その他・事務連絡を4点ほど、お願い致します。資料1の「農業委員及び最適化推進委員の推薦・募集について」でございます。

(別紙にて、スケジュール、公募要領等説明)

資料2の「農業者年金・農業新聞の推進について」

資料3の「農業委員の活動実績について」

資料4の「すいか栽培講習会について」を説明する。

その他「新年会の案内」

議 長 その他の件で何か意見はありませんか。

各 委 員 雑談……。意見なし。

議 長 ご意見がないようでございますので、これで本日の議案の審議はすべて終了致しました、長時間、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年第1回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終 了 午後 4時40分

平成29年 1月27日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 10番委員

議事録署名者 19番委員